

# 市独自の条例を制定し、大型店出店規制を！

## 杉本議員が一般質問で求める

20日から一般質問が始まりました。日本共産党市議団からは3人が登壇しますが、この日は杉本議員団長が大型店出店問題などで質問に立ちました。

杉本議員は、福島県での条例制定や政府が今国会に都市計画法などの改正案を上程したことを受け、全国有数の大型店立地都市である上越市で、どうしていくのが問われているとして、市長が、「これ以上の出店は好ましくない」（これまでの市長答弁）というのであれば、市独自に出店を規制する条例制定が必要ではないかと提起しました。

これに対して市長は、今回の都市計画法の改正について一定の評価をし、「まちづくりに大きな影響を与える一万㎡以上の大型店の無秩序な郊外開発に一定の歯止めがかかる。仮に、市独自の条例を制定するにしても、法の範囲内で規定せざるを得ない。当面、条例の制定は考えていない」と答えました。もっとも、独自条例制定による規制には消極的でしたが、国や県にたいして「今後も引き続き改善を求めていきたい」とのべていました。

杉本議員は今回、大型店の撤退問題について新たに取り上げ、一定の規制が求められていると訴えました。いままでの大型店の出店は、行政のまちづくり計画に反して出店してきています。市当局は、出店後の状況にあわせて、まちづくり計画を「見直し」していますが、それが一転、今度は撤退、閉鎖、縮小ということになると、またまたまちづくり計画が狂ってしまいます。行政が自ら立

てた計画に従わせる手立てを考えなければ、いつも計画破壊が横行する、それに歯止めをかけるためにも規制を、と主張しました。

市長は、「大型店が統合や閉鎖、撤退する場合、それまで利用してきた住民の利便性が後退するのはもちろんのこと、市の経済やまちづくりにも多大な影響を及ぼす」との認識を示しました。

しかし、独自条例制定による規制については、「法の範囲を逸脱して条例化できないので、有効な手段となりえない。国に対して、撤退時には事業者のまちづくりへの責任を明確にするよう求めていきたい。万一、市民生活に大きな影響を及ぼすことがあれば、市民の皆さんと十分話し合いながら、空洞化対策をしていく」とのべるにとどまりました。

直江津ではA大型店の撤退のうわさがあります。ナルスが原信に吸収されて、店舗の整理が行われるのは必至です。これに何も手を打てないとしたら、行政は何をしているかということになるでしょう。

### 災害救助法の適用、「旧町村が基準クリアーすれば全市域適用で新潟県が動いている」と市長答弁

今冬の豪雪で問題となった災害救助法の適用のあり方をめぐって木浦市長が新潟県の重要な動きを明らかにしました。合併後10年間は、合併前の旧市町村の範囲で救助法適用基準を満たせば、合併自治体内全域に適用する。県は、この内容で県条例を改正するべく動いていると答弁したのです。

これは笹川栄一議員（政新・清里区選出）の一般質問に答えたもの。日本共産党市議団もこれまで市長への申し入れで、「旧町村の1つ

でも基準に達していれば全市域適用」を訴えていました。

（写真は、豪雪地帯の山林を見る一市民）



## 日本共産党上越市議団ニュース

43	2006年3月26日
連絡先	杉本敏宏 524-3787 (東本町5)
	樋口良子 544-6802 (中門前3)
	橋爪法一 548-3628 (吉川区代石)
事務局長	上野公悦 530-2203 (頸城区中柳町)

